

令和3年10月6日開催

第7回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第7回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和3年10月6日(水)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 13時55分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 13人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	3番	菅井	誠
委 員	5番	西	美紀
委 員	7番	林	秀和
委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	9番	岡田	一司
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	14番	西原	弘子
委 員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 5人

委 員	4番	笹原	仁
委 員	6番	菅井	美徳
委 員	10番	石山	幸一
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

委 員	5番	西	美紀
委 員	12番	大村	明

- 第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

- 第3 議案第1号 農地利用状況調査の総括について

議案第2号 農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

議案第5号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
農地・農業振興担当係長	原	吉生
農地・農業振興担当係長	大久保	元
農地・農業振興担当主任	加藤	一実

## 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和3年度第7回（R3.10.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、5番 西委員、12番 大村委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

### ◆ 諸般の報告

1. R3. 9. 6（月）13：30～  
第6回農業委員会総会

2. R3. 9. 7（火）～13（月）  
第6回遠軽町議会定例会  
事務局長出席

3. R3. 10. 1（金）14：00～  
オホーツク農業委員会連合会事務局長会議【北見市】  
事務局長出席

### ◆ 今後の予定

1. R3. 11. 5（金）  
第8回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 調査年月日

- |         |      |          |    |         |
|---------|------|----------|----|---------|
| ① 生田原地域 | 令和3年 | 9月27日(月) | 午後 | 1時30分～  |
| ② 遠軽地域  | 令和3年 | 8月6日(金)  | 午後 | 2時15分～  |
| ③ 丸瀬布地域 | 令和3年 | 8月26日(木) | 午前 | 10時00分～ |
| ④ 白滝地域  | 令和3年 | 8月4日(水)  | 午前 | 9時00分～  |

2 調査農地面積

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 生田原地域 | 1,790 ha |
| ② 遠軽地域  | 3,228 ha |
| ③ 丸瀬布地域 | 895 ha   |
| ④ 白滝地域  | 1,797 ha |
| 合計      | 7,710 ha |

3 調査結果

- |         |           |
|---------|-----------|
| ① 生田原地域 | 耕作放棄地該当なし |
| ② 遠軽地域  | 耕作放棄地該当なし |
| ③ 丸瀬布地域 | 耕作放棄地該当なし |
| ④ 白滝地域  | 耕作放棄地該当なし |

4 調査員等

- |         |      |    |     |    |
|---------|------|----|-----|----|
| ① 生田原地域 | 農業委員 | 3人 | 事務局 | 1人 |
| ② 遠軽地域  | 農業委員 | 6人 | 事務局 | 2人 |
| ③ 丸瀬布地域 | 農業委員 | 3人 | 事務局 | 1人 |
| ④ 白滝地域  | 農業委員 | 1人 | 事務局 | 1人 |

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請  
について」の2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所氏名

譲渡人－旭川市 ●●●  
会社員 ●● ●●

譲受人－紋別郡遠軽町 ●●●  
会社員 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●」・地目「公簿－田・現況は畑」・面積（㎡）「633」

3 申請の理由

譲渡人 － 譲受人の要望により譲渡したい  
譲受人 － 自己住宅建築用地として譲り受けたい

4 施設の概要

名称「居宅」・棟数「1」・面積（㎡）「96.88」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農地を一般住宅用地に転用するものでございます。農地区分は、第3種農地と判断されます。

その2

1 申請人の住所氏名

譲渡人－旭川市 ●●●  
会社員 ●● ●●

譲受人－紋別郡遠軽町 ●●●  
公務員 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●」・地目「公簿－田・現況は畑」・面積（㎡）「316」

3 申請の理由

譲渡人 － 譲受人の要望により譲渡したい  
譲受人 － 自己住宅建築用地として譲り受けたい

4 施設の概要

名称「居宅」・棟数「1」・面積（㎡）「81.15」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農地を一般住宅用地に転用するものでございます。農地区分は、第3種農地と判断されます。  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号(その1)の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号(その1)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号(その2)の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第2号(その2)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の4件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
この件につきましては、新たに賃貸借を設定する件でございます。  
整理番号30、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「9筆合計 101,388」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.10.15」・終期「R6.10.14」・期間「3年」・金額(円)「10a当り3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号31～33は所有権移転でございます。

整理番号31、所在「●●●」・地番「●●外20筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「21筆合計 272, 197」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3. 10. 15」・支払期限「R4. 2. 10」・金額（円）「全筆24, 500, 000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、平成23年度の農地保有合理化事業で、賃貸借期間満了により北海道農業公社から譲受人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号32、所在「●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿畑、原野、現況は畑」・面積（㎡）「7筆合計25, 748」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3. 10. 15」・支払期限「R3. 11. 30」・金額（円）「全筆1, 280, 000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、7月の第4回総会であっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号33、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一宅地、現況は畑」・面積（㎡）「495. 86」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3. 10. 15」・支払期限「R3. 11. 30」・金額（円）「25, 000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、7月の第4回総会であっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号30」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 これより、議案第3号「整理番号31」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 これより、議案第3号「整理番号32」と「整理番号33」についての  
質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定  
に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行いま  
す。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:45～13:46)

議長 再開します。  
これより、議案第3号「整理番号32」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
次に、議案第3号「整理番号33」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)



議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第3号「整理番号32」と「整理番号33」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:47~13:47)

議 長 ●●委員に申し上げます。  
議案第3号「整理番号32」と「整理番号33」については、原案のとおり決定したので、その旨をご報告します。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外18筆」・地目「公簿一  
宅地、畑、原野、現況は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「19筆合計84,4  
04.95」

3 あっせん申出の内容  
売買  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して  
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ  
んか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第4号のあっせん委員については、15番原田委員、  
16番早川委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第5号「現況証明願いについて」の4件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号11、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2筆合計 579」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、10番石山委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。  
なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。  
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号12、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「367」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、10番石山委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。  
なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。  
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号13、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一畑、田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「6筆合計2,274」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、10番石山委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は雑種地、公衆用道路、宅地となっ

ているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井（美）委員、8番鈴木委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

整理番号14、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「358」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番西委員、4番笹原委員、10番石山委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番西委員、4番笹原委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第5号「整理番号11」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号12」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号13」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号14」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これもちまして、令和3年度第7回農業委員会総会を閉会します。